

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地			
埼玉県理容美容専門学校	昭和56年3月31日	相川 浩一	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-4-24 (電話) 048-822-1333			
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地			
学校法人 埼玉県理容美容専門学校	昭和28年5月7日	高野 春夫	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-4-24 (電話) 048-822-1333			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士		
衛生	専門課程	美容科	平成12年2月8日 文部科学省告示第15号	—		
学科の目的	美容業を通じて社会に貢献し、生涯にわたって向上心を持つ人材を育成するため、就職後の定着と高度な技術習得に向けて産学のリレーションを作り、市場において必要とされる技術及びサービスについて常に実践的な学びを学生に提供する。					
認定年月日	平成28年2月28日					
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技
2	2,010時間	780時間	420時間	810時間	0時間	0時間
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
288人	284人	0人	17人	17人	34人	
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学則及び学習評価規定に基づいて行う		
長期休み	■学年始: 4月1日～4月5日 ■夏季: 7月11日～8月25日 ■冬季: 12月22日～1月4日 ■学年末: 3月16日～3月31日		卒業・進級条件	①全課程を履修 ②科目ごとの出席率が3分の2以上 ③総合評価において合格基準を満たす ④学生納付金を完納		
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席者、成績の伸び悩みの兆候が見られる生徒に対し、担任より家庭へ連絡する等早期に対応を行い、保護者と密接な連携により解決を図る		課外活動	■課外活動の種類 地域イベント等へのボランティア参加 関係団体各種競技会への参加 各種資格取得講座への参加 ■サークル活動: 有		
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(平成30年度卒業生) 美容店、アーティスト、エステ、メイク専門店、 ■就職指導内容 専任のキャリア指導員の下、ジョブカードを活用し個別に相談を行っている。 ■卒業生数: 131人 ■就職希望者数: 127人 ■就職者数: 117人 ■就職率: 87% ■卒業生に占める就職者の割合: 95% ■その他 ・進学者数: 2人 (平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報) 資格・検定名 種 受験者数 合格者数 美容師免許 ① 133人 128人 パーソナルカリスト ③ 22名 20名 JNECネリスト技能3級 ③ 39名 38名 JNECネリスト技能2級 ③ 19名 8名 JNAジェルネイル技能 ③ 26名 26名 SBSエステディクター ③ 143名 140名 日本化粧品 ③ 81名 47名 ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等		
中途退学の現状	■中途退学者 7名 平成30年4月1日時点において、在学者284名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者277名(平成31年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、生活の困窮、結婚等家庭環境の変化 ■中退防止・中退者支援のための取組 受験前の個別相談を徹底して、進路のミスマッチを防ぐ。教職員の意識改革を進め、カウンセリングにより退学を減少させている。		■中退率 2.5%			
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有(無) 困窮家庭に対する授業料減免制度、学費等の再分納 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象					
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有(無)					
当該学科のホームページURL	http://www.sairibi.com					

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

- ①「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
  - ②「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
  - ③「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。
  - ④「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。
- ※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。
- (1)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について
  - ①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の割合をいいます。
  - ②「就職」とは給料、賃金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
  - (3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成は、美容業に就くことを目的とする学生のニーズに応じて、生涯にわたり社会的・職業的に自立できる力の獲得に留意し、併せて業界の現状や展望に鑑みて高度に実践的な技術の学習が体系的に行われるよう計画する。計画の質を補完するため、埼玉県美容業生活衛生同業組合及び求人登録店舗や卒業生等と相互に連携し、常に新しい情報によって実践的な教育がなされるように意見交換の場を設ける。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、校長が運営する。委員会の開催にあたり、教育課程の編成責任者である教務課長は、学生及び実習店舗・就職先店舗等にアンケート調査を実施し、授業科目の内容・問題点・改善点等を取りまとめ、学校側の委員として参画する。委員会では、多角的な視点で意見を聴取し、授業科目が常に前項の基本方針に適用のものであり、実践的で専門的な能力の育成に資するかを検証し活用する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
石井 孝之	ヘアサロン バンビ 代表	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	①
間山 弘子	モードサロン びりか 代表	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	①
吉田 三晃	Smile hair 代表	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	①
加藤 隆代	Hair 先駆社 代表	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	②
相川 浩一	学校法人 埼玉県理容美容専門学校 校長	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	③
島田 美紀	同 経営企画部長	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	③
中川 一江	同 教務課長	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	③
遠藤 昌宏	同 理容科長	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 平成30年7月31日 14:00～16:00

第2回 平成31年2月19日 14:00～16:00

2

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

教育課程の編成に関しては、学生・店舗等へのアンケートを活用して、PDCAサイクルに基づき、前年提起された問題を解決するために学校がどのように道のように取り組んだかを評価して、常に鮮度の高い実践的な教育が実施できるように役立てている。

また、業界・企業から推薦・派遣された講師によって、高度に専門的な技術を学ぶ為の創意工夫を常に取り入れ、今後の業界で必要とされる人材のアウトラインを学生にフィードバックしている。編成委員会においては、業界から必要とされる資質と学生が業界に希望する内容のミスマッチについて、継続的に意見交換を行い、学校が取り組むべき課題を明確にしている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的で高度な技術や接客サービスを体験的に学習させる。業界の性質上、常に情報や技術は更新されなければならないので、講師派遣については柔軟に対応するよう意識している。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

2年次の「総合技術」科目授業において、埼玉県理容生活衛生同業組合及び企業等と講師派遣の連携をとり、職業に「今」必要な実践的かつ専門的な能力を育成する演習を実施する。また、登録された求人店舗等と連携し、1年次14時間、2年次24時間の校外実習を実施し、教員が教育計画に沿って指導を行う等、より効果的なサロン実習を実施する。実習前には、就職等の業界情報に関わる企業から講師派遣を受け、業界についての事前学習を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
エステ	サロンで実践されている技術および接客サービスについて、現在サロンを経営又は従事している当該資格者であり、かつ関係業界で指導的役割を担う講師により学ぶ。	アヲキ美容室 荒木 寿美枝 講師 ジバング美容室 佐山 光代 講師
美容実習(校外実習)	技術者としての美容師のあり方を学び、自己の技術や精神を向上させる。さらに、実務経験により社会人としての職業意識も高め、ライフデザインを含めた就職先の選択も促していく。	本校求人登録店舗(無料職業斡旋届出による求人情報 約500件) 一般美容サロン
総合技術	目的に合うコースを自主的に選択し、より高度で専門的な理論と実習を受講する。講師は業界団体等から派遣され、常に最新の知識・技術・技能を授業に反映し、優秀な人材が業界の質の向上に資することを目的とする。	埼玉県美容業生活衛生同業組合 株式会社トニーズコレクション

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

自らの業務にかかわる資格の取得や技術・能力の向上、知識の習得、あるいは自己啓発等を目的とする

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

- 研修名「日本化粧品検定」(連携企業等:日本化粧品検定協会)  
期間: 5月27日(日) 対象:美容科教員4名  
内容:日本化粧品検定資格の取得
- 研修名「化粧品化学」担当教員資格認定研修会(連携企業等:日本理容美容教育センター)  
期間: 6月4日(月)～6月15日(金) 対象:美容科教員2名  
内容:「化粧品化学」担当教員資格の取得
- 研修名「着付正規指導講師養成講習会」(連携企業等:全日本美容業生活衛生同業組合連合会)  
期間: 6月6日(水)～6月7日(木) 対象:美容科教員1名  
内容:着付け技術の向上
- 研修名「衛生管理」担当教員資格認定研修会(連携企業等:日本理容美容教育センター)  
期間: 6月26日(火)～7月12日(木) 対象:美容科教員1名  
内容:「衛生管理」担当教員資格の取得
- 研修名「SBSメイク指導講師研修会」(連携企業等:全日本美容業生活衛生同業組合連合会)  
期間: 8月8日(水) 対象:美容科教員1名  
内容:SBSメイク指導講師の育成
- 研修名「文化論」担当教員資格認定研修会(連携企業等:日本理容美容教育センター)  
期間: 8月20日(月)～8月31日(金) 対象:美容科教員2名  
内容:「文化論」担当教員資格の取得
- 研修名「化粧品化学」担当教員資格認定研修会(連携企業等:日本理容美容教育センター)  
期間: 1月21日(月)～2月1日(金) 対象:美容科教員1名  
内容:「化粧品化学」担当教員資格の取得
- 研修名「ABE まつ毛エクステンション指導者養成研修会」(連携企業等:日本理容美容教育センター)  
期間: 2月4日(月)～2月8日(金)、2月18日(月)～2月22日(金) 対象:美容科教員1名  
内容:「文化論」担当教員資格の取得
- 研修名「JNAフットケア理論検定試験指導員資格取得セミナー」(連携企業等:NPO法人日本ネイリスト協会)  
期間: 3月22日(金) 対象:美容科教員1名  
内容:フットケア理論指導員検定の資格取得と技術の向上

②指導力の修得・向上のための研修等

- 研修名「専修学校教員研修会」(連携企業等:一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会)  
 期間: 6月30日(土)・7月14日(土)・7月28日(土) 対象:美容科教員3名  
 内容:学校教職員の資質の向上と教育内容の充実
- 研修名「新任指導力・新任教育員の指導・育成力を高める」(連携企業等:一社)職業教育・キャリア教育財団)  
 期間: 7月26日(木)~ 7月27日(火) 対象:美容科教員1名  
 内容:美容師養成施設教員の指導力と育成力の向上を目的とする。
- 研修名「教員のキャリアデザインワークショップ(自立型教員育成)」(連携企業等:一社)職業教育・キャリア教育財団)  
 期間: 8月20日(月)~ 8月22日(水) 対象:美容科教員1名  
 内容:美容師養成施設教員の指導力と育成力の向上を目的とする。
- 研修名「学級経営の効果的手法と学生のカウンセリング」(連携企業等:一社)職業教育・キャリア教育財団)  
 期間: 8月30日(木)~ 8月31日(金) 対象:美容科教員1名  
 内容:美容師養成施設教員の指導力と育成力の向上を目的とする。
- 研修名「JNA認定校会議」 (連携企業等:日本ネイリスト協会)  
 期間: 1月24日(木) 対象:美容科教員1名  
 内容:ネイル資格取得に向けた指導力向上を図る。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

- 研修名「美容技術理論・美容実習」担当教員資格認定研修会 (連携企業等:日本理容美容教育センター)  
 期間: 令和元年7月26日(金)~ 8月9日(金) 対象:美容科教員1名  
 内容:「美容技術理論・美容実習」担当教員資格の取得

②指導力の修得・向上のための研修等

- 研修名「専修学校教員研修会」(連携企業等:一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会)  
 期間: 6月29日(土)・7月13日(土)・7月27日(土) 対象:美容科教員3名  
 内容:学校教職員の資質の向上と教育内容の充実

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教職員による学校の理念・目標に照らして自らの教育活動を評価した「自己評価」に対し、学生・卒業生・保護者・企業・業界団体・自治体へのアンケートや、「学校関係者」の学校訪問・意見交換等を通じて、その評価に関する結果を取りまとめて公表することにより、今後の学校の教育活動や学校運営の改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	① 学校の理念・目的・育人人材像は定められているか ② 学校における職業教育の特色は何か ③ 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④ 学校の理念・目的・育人人材像・特色・将来構想等が学生・保護者等に周知されているか ⑤ 各学科の教育目標、育人人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2)学校運営	① 目的等に沿った運営方針が策定されているか ② 運営方針に沿った事業計画が策定されているか ③ 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ④ 人事、給与に関する規程等は整備されているか ⑤ 教務・財務等の組織整備等意思決定システムは整備されているか ⑥ 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ⑦ 教育活動等に関する情報公開が適切になされているか ⑧ 情報システム化等による業務の効率化が図られているか

(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか</li> <li>② 教育理念、育人人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか</li> <li>③ 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか</li> <li>④ キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか</li> <li>⑤ 関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか</li> <li>⑥ 関連分野における実践的な職業教育（産学連携によるインターンシップ、実技・実習等）が体系的に位置づけられているか</li> <li>⑦ 授業評価の実施・評価体制はあるか</li> <li>⑧ 職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか</li> <li>⑨ 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか</li> <li>⑩ 資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか</li> <li>⑪ 人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか</li> <li>⑫ 関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保する等のマネジメントが行われているか</li> <li>⑬ 関連分野における先端的な知識・技能等を修得する為の研修や教員の指導力育成等資質向上の為の取組が行われているか</li> <li>⑭ 職員の能力開発の為の研修等が行われているか</li> </ul>
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就職率の向上が図られているか</li> <li>② 資格取得率の向上が図られているか</li> <li>③ 退学率の低減が図られているか</li> <li>④ 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか</li> <li>⑤ 卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか</li> </ul>
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 進路・就職に関する支援体制は整備されているか</li> <li>② 学生相談に関する体制は整備されているか</li> <li>③ 学生に対する経済的な支援体制は整備されているか</li> <li>④ 学生の健康管理を担う組織体制はあるか</li> <li>⑤ 課外活動に対する支援体制は整備されているか</li> <li>⑥ 学生の生活環境への支援は行われているか</li> <li>⑦ 保護者と適切に連携しているか</li> <li>⑧ 卒業生への支援体制はあるか</li> <li>⑨ 社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか</li> <li>⑩ 高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか</li> </ul>
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか</li> <li>② 学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか</li> <li>③ 防災に対する体制は整備されているか</li> </ul>
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学生募集活動は、適正に行われているか</li> <li>② 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか</li> <li>③ 学納金は妥当なものとなっているか</li> </ul>
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか</li> <li>② 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか</li> <li>③ 財務について会計監査が適正に行われているか</li> <li>④ 財務情報公開の体制整備はできているか</li> </ul>
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか</li> <li>② 個人情報に関し、その保護の為の対策がとられているか</li> <li>③ 自己評価の実施と問題点の改善を行っているか</li> <li>④ 自己評価結果を公開しているか</li> </ul>
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか</li> <li>② 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか</li> <li>③ 地域に対する公開講座・教育訓練の受託等を積極的に実施しているか</li> </ul>
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

「自己評価表」に基づいて様々な観点からの意見を聴取し、「地域の教育機関」としての役割や「卒業生として今後の母校に求める価値観」等、単なる理容師養成施設にとどまらない高度な職業教育機関としてのビジョンの明確化に活用されている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
佐伯 鋼兵	株式会社 佐伯紙工所 代表取締役 (委員長) 埼玉県商工会議所連合会 会長 さいたま商工会議所 会頭 さいたま市シルバー人材センター 理事長	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	企業等委員

帆足 光代	株式会社 帆足ビジネスコンサルタント 取締役 埼玉県なぎなた連盟 会長 埼玉県障害者スポーツ協会 理事 埼玉県体育協会 評議員	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	企業等委員
飯塚 三峰子	本校平成30年度保護者会 会長 美容師	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	PTA
土屋 慶晃	本校美容科卒業生 HAIR MAKE Angelique 代表 美容師	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	卒業生
甲斐 一	本校理容科卒業生 髪や充 代表 理容師	平成30年 4月 1日～ 平成31年 3月31日(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL:

公表時期:令和元年8月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教職員による学校の理念・目標に照らして自らの教育活動を評価した「自己評価」、及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に対応した項目を公開する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	・学校の教育目標、特色 ・校長名、所在地、連絡先等 ・学校の沿革、歴史
(2)各学科等の教育	・入学者の受入れ方針及び入学者数、収容定員、在学生数 ・カリキュラム ・学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等
(3)教職員	・教職員数 ・教職員の組織、教員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育への取組状況 ・実習、実技等の取組状況 ・就職支援等への取組状況
(5)様々な教育活動・教育環境	・学校行事への取組状況 ・校外活動、ボランティア活動等
(6)学生の生活支援	・学生支援への取組状況
(7)学生納付金・修学支援	・学生納付金の取扱い ・奨学金と教育ローン等の取扱い
(8)学校の財務	・財務状況
(9)学校評価	・自己評価 学校関係者評価の結果 ・評価結果を踏まえた改善方策
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL: <http://www.sairibi.com>

授業科目等の概要

(衛生専門課程 美容科) (2年生)																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			関係法規・制度	美容師が法制度によって社会に位置づけられた仕事であることを学び、その業を規定した美容師法及び業に関連する法律について学ぶ	2	30		○			○			○		
○			衛生管理	公衆衛生の意義と本質、その概説を学び感染症・環境衛生・衛生管理技術等美容業務の基本を体系的に理解する	2	90		○			○				○	
○			美容保健	美容技術の基本となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの構造と機能を学び、技術との関連性に配慮して理解を深める	2	120		○			○					○
○			美容の物理化学	美容業務を安全かつ効果的に行うための、正確な科学知識と合理的な思考の裏付けを学ぶ	2	90		○			○					○
○			美容文化論	美容業の歴史及び服飾文化史を学ぶ。	1	60		○			○					○
				デザインに関わる色彩や造形の原理を学び表現力を養う	2	30		○			○					
○			美容技術理論	美容技術の基礎となる器具の正確な取り扱い、基礎技術を学ぶための知識として、人体各部の名称及び身体の機能等基礎知識を学ぶ	1	60		○			○					○
				頭部技術・特殊技術など実技の修得に不可欠な専門的基礎知識と、その応用を学ぶ	2	60		○			○					
○			美容運営管理	経営管理・労務管理・接客法等基本的事項の学びを通じて科学的な経営や適切な接客態度等消費者対応を学び、実践能力を養う	1	60		○			○					○
○			美容実習	美容業務を安全かつ効果的に行う為の基本的操作と、衛生管理の実践的な演習授業及び実務実習	1	430			△	○	○	△	○			○
				頭部技術・特殊技術等基礎的な実習を総合的に演習し、より実践的な技術力を付けると共に、実務実習を行い実践力と就職力を養う	2	380				△	○	○	△	○		
	○		保健体育	各種の運動の実践により心身の健康増進をはかり、生涯を通じて心身の自己管理の大切さを学ぶ	1	30		○			○					○

○	社会常識論	社会人として必要な礼儀作法や職場のマナーなど体系的に、また学校行事と連動して体験的に学ぶ。	1	60			○	△	○	○					
		就職活動のためのキャリア教育を実践的に学ぶ。エントリーシートの描き方などの基礎から就職行事でのマナー演習などを実施する	2	60			○	△	○	○					
○	ネイル	ネイルに関する知識と安全な施術の基礎を体系的に学び、JNE検定試験3級取得程度の技量を身につける	1	60			○		○				○		
○	サロンワーク	実践的な業の提供について、サロンでのマナーや接客技術を学ぶ	1	30			△	○	○				○		
		業を行う上での接客技術を演習し、また資格者としてのステップアップについて知識を学ぶ	2	30			△	○	○				○		
○	毛髪科学	毛髪及び皮膚器官について、専門的な知識を習得し、演習によって実践的に学ぶ。	1	60			○	△	○				○		
○	ヘアデッサン	造形デザインの実習を通じて表現力や創造性を養い、美容師としてヘアデザインを提供する力を学ぶ	1	60				○	○				○		
○	エステ	エステティックの概論を学び、皮膚やその付属器官を美しく健やかに整える知識と技術の基礎を学ぶ	1	60				○	○				○	○	
○	メイク	メイク概論を学び、化粧品のお安全な使用について知識と技術を学び化粧技術を実践的に学ぶ	1	60				○	○				○		
28 人	○	総合技術 カット	1科目を選択し、第一線で働く美容師や、その業のプロの指導により、今消費者に求められている技術を実践的に学ぶとともに、実践に必要な知識や接客技術を総合的に学ぶ	2	90				○	○			○	○	
	○	総合技術 カラーリング		2	90					○	○			○	○
	○	総合技術 アップセット		2	90					○	○			○	○
	○	総合技術 エステティック		2	90					○	○			○	○
	○	総合技術 ネイル		2	90					○	○			○	○
	○	総合技術 着付け		2	90					○	○			○	○



## 授業科目等の概要

(衛生専門課程 美容科) (1年生)																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			関係法規・制度	美容師の業務に関する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識を習得しておかなければならない必要性を理解し、併せて、公衆衛生を担う美容師の社会的責務、章句業倫理について自覚する。	1	30		○			○					
○			衛生管理	公衆衛生の意義と本質とを明らかにすることにより、美容師が公衆衛生の維持と増進について重大な責務を担う理由は何かを理解する。特に、生活衛生の意義と目的について、業務と関連付けながら具体的に理解する	1	30		○			○		○	△		
				また、美容師の業務内容と感染症予防、環境衛生の保持との具体的な関連付けを重視して、衛生措置の重要性について理解する。特に、消毒法は、美容業務の衛生性を担保する上で最も重要な技術であるので、適正な実施方法を身に付ける。	2	60		○			○		△	○		
○			保健	美容技術の基礎となる人体について、特に皮膚及び毛髪などの皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識の習得を目的とする。	1	30		○			○		○	△		
				また、美容の業務を安全かつ効果的に行うためには、皮膚、毛髪などに関する正確な科学的知識が不可欠であることを理解する。	2	60		○			○		△	○		
○			化粧品化学	化粧品は、美容の技術上で欠くことのできないものである反面、使用方法を誤れば重大な健康被害を起こす恐れがあるため、化学的な性質を理解するとともに、正確な知識と適正な技術を身に付けることが重要であることを認識する。	1	30		○			○		○	△		
				また、業務を安全かつ効果的に行うためには、化粧品の正確な化学的知識と合理的な取扱方法を習熟させ、併せて、化粧品による危害を防止するための使用上の注意について学ぶ。	2	30		○			○		△	○		
○			文化論	美容業の使命の一つが、より優れた人間美の創造、実現にあることをよく認識し、この使命の達成のために必要な美的感覚を身に付け、これを洗練し、芸術的な表現力と鑑賞力を養う。	1	30		○			○		○			
				また、美容の行を全うするためには、確かな技術力を身に付けるとともに、豊かな感性に裏打ちされた優れた表現力を養うことが必要であることを自覚する。	2	30		○			○		○			
○			美容技術理論	美容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養い、工夫と創造の能力とを身に付ける。優れた技術は、経験によってだけ得られるのではなく、科学的合理的な方法に把握される。	1	90		○			○		○			
				また、業務を安全かつ効果的に行うため、器具の正確な科学的知識と合理的思考に裏付けされた正しい取扱い方法と基礎的技術とを作業の実際に即して学ぶ。	2	60		○			○		○			
○			運営管理	経営管理及び労務管理の基本的事項を学習することによって、美容業における運営管理手法の重要性を認識し、運営に役立てる。また、適切な接客態度が重要であることを理解し、実践する力を養う。	2	30		○			○		○	△		
○			美容実習	美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得する。	1	420					△	○	○	△	○	○
				また、美容所における衛生管理の重要性を認識し、消毒などの実施方法を身に付ける。そして、ここの客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付ける。	2	480					△	○	○	△	○	○

○	社会科学	社会学、経済学、教育学、国際研究、コミュニケーション、心理学などを通して社会人としての心構えを養い、さらに、専門的技術者としての自覚を促すとともに、人間性豊かな人格の形成を目指す。	1	30			○	○		△	○	
○	日本文化	我が国の伝統文化の歴史と特色を学び、日本髪や着付けの初級技術を習得することでこれらを保存し、伝承することの重要性を理解する。 また、諸外国にはない世界でも最高の接客である日本ならではの「おもてなし」の心に触れ、その心を持った美容師としての立ち居振る舞いを身に付ける。	1	60		○	△	○		○	△	
			2	60		○	△	○		○	△	
○	サロンワーク	美容サービスの一環として行う実践的な美容業の提供について、サロンでのマナーや接客技術を中心に修得する。美容実習授業で身に付けた技術を活用し、カウンセリングや案内の仕方など施術の注意を学ぶ。 また、美容師としての業務を全うするためには、正確な技術を提供するとともに、顧客の要望に応じた適切な接客が重要であることを認識する。	1	30		△	○	○		○	△	
			2	30		△	○	○		○	△	
○	美容ケア	ネイル・メイク・エステティック技術など美容の7技術を学ぶ。JNE検定試験3級取得程度の技量を身に付けメイクでは、スキンケア、メイクアップ、傷メイク、ハロウィンメイクなどを学ぶ。エステティックでは、フェイシャルを中心に知識と技術を総合的に学ぶ	1	180			○	○		○	△	
○	毛髪科学	美容技術の施術の際、起こりうる毛髪や頭皮の損傷のメカニズムや使用する薬剤の影響について学ぶことで髪の毛や頭皮を損傷させる影響を認識する。	1	60		○	△	○			○	
○	総合技術	1年次に学んだことから自分の目標とする科目を「ネイル、メイクアップ、カット/カラー」より1つ選択し、専門的に学びます。将来携る職能をじっくりと修得します。	2	90			○	○		△	○	○
28 8 人	○	総合演習	美容の法律や条例、衛生の管理や消毒学、化粧品についての化学的知識など、理美容の関わる知識は常に技術と連動していることを総合的に演習を通して学び、学科と実習の連動性を認識する。	2	60			○	○		○	
合計			17科目		2,010単位時間( 単位)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
必修科目及び選択必修科目は、全員が履修する。各科目とも出席率が3分の2以上であり、筆記試験及び実技試験等の総合評価において合格基準点を満たした場合に、卒業を認定する。		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。